

君津市君津西地区民生委員児童委員協議会規約

(名称)

第1条 本会は、君津市君津西地区民生委員児童委員協議会(以下「協議会」という)と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は君津市社会福祉協議会内におく。

(目的)

第3条 協議会は、君津市君津西地区民生委員児童委員協議会の推進を図るため会員相互の親睦・連絡ならびに研修を行い、民生事業の進展に資し、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(構成)

第4条 協議会は君津市君津西地区の民生委員児童委員及び主任児童委員(以下「会員」という)をもって構成する。

(事業)

第5条 協議会は、第3条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の活動に関する調査研究ならびに連絡調整
- (2) 会員の親睦ならびに互助に関する事業の実施
- (3) 会員の資質向上のための研修会の開催
- (4) 社会福祉協議会活動への協力
- (5) 共同募金事業への協力
- (6) その他必要な事業

(役員)

第6条 協議会に次の役員に置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名
- (4) 運営委員 2名
- (5) 監事 2名

(役員を選任)

第7条 会長、副会長は会員の互選により選任する。

2 会計、運営委員及び監事は会長が協議会の同意を得てこれを委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 2 会長は協議会を代表し、会議を招集して、会務を統括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 会計は協議会の経理を担当する。
- 5 運営委員は会議全般を補佐する。
- 6 監事は協議会の経理を監査し、協議会に報告する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のために選出された者は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了後であっても、後任者の就任するまでその職務を行う。

(会議)

第10条 会議は毎月1回の定例会と必要に応じて運営委員会を開催することができる。

- 2 定例会は原則として全員出席するものとする。
- 3 定例会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 運営委員会は、会長・副会長・会計・運営委員・監事で構成し、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会計年度及び経費)

第11条 協議会の会計年度は、年度12月1日に始まり翌年の11月30日に終わる。

- 2 協議会の経費は、活動費、助成金等をもってこれに充てる。

(互助)

第12条 会員の互助事業を実施する。互助規定は別に定める。

(規約の変更)

第13条 この規約を変更しようとするときは、定例会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附則

(実施期日)

この規約は、平成20年1月16日から実施する。

- 2 平成29年3月22日一部改正。

(規定の廃止)

君津西地区民生委員児童委員協議会規約(平成14年12月1日実施)は廃止する。